

鉄鋼業関係最低賃金(A・Bランク)改定状況の推移

年度・額 都道府県名	ランク	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
		時間額	時間額	時間額	時間額	時間額
東京都	A	871 円 (0.0 %)				
神奈川県	A	874 円 (0.0 %)				
大阪府	A	908 円 (2.0 %)	926 円 (2.0 %)	946 円 (2.2 %)	966 円 (2.1 %)	968 円 (0.2 %)
愛知県	A (H17~)	926 円 (1.5 %)	941 円 (1.6 %)	957 円 (1.7 %)	975 円 (1.9 %)	976 円 (0.1 %)
千葉県	A (H17~)	915 円 (2.5 %)	938 円 (2.5 %)	965 円 (2.9 %)	993 円 (2.9 %)	995 円 (0.2 %)
兵庫県	B	906 円 (1.8 %)	922 円 (1.8 %)	943 円 (2.3 %)	963 円 (2.1 %)	964 円 (0.1 %)
広島県	B (H12~)	901 円 (2.2 %)	922 円 (2.3 %)	946 円 (2.6 %)	969 円 (2.4 %)	970 円 (0.1 %)
茨城県	B (H23~)	871 円 (2.4 %)	892 円 (2.4 %)	916 円 (2.7 %)	943 円 (2.9 %)	945 円 (0.2 %)
平均額		897 円 (1.5 %)	911 円 (1.6 %)	927 円 (1.8 %)	944 円 (1.8 %)	945 円 (0.1 %)

(注) ()内は、引き上げ率(%)である。